

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月10日
【会社名】	株式会社三井E&S
【英訳名】	MITSUI E&S Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 岳之
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地五丁目6番4号
【電話番号】	03(3544)3210
【事務連絡者氏名】	経理部長 林 和雄
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地五丁目6番4号
【電話番号】	03(3544)3210
【事務連絡者氏名】	経理部長 林 和雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

抱合せ株式消滅差益の計上について

(1) 当該事象の発生年月日

2023年4月1日

(2) 当該事象の内容

当社は、2023年4月1日付で、当社の完全子会社であった株式会社三井E&Sマシナリー及び株式会社三井E&Sビジネスサービスを吸収合併いたしました。これにより各子会社から受け入れた純資産と当社が保有していた子会社株式（抱合せ株式）の帳簿価額の差額を抱合せ株式消滅差益として特別利益に計上いたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2024年3月期個別財務諸表において、抱合せ株式消滅差益約70億円を特別利益に計上いたします。

なお、当該抱合せ株式消滅差益は、連結決算において消去されるため、連結損益への影響はありません。

以上